

尾張旭市監査公表第14号

令和5年3月30日付け尾張旭市監査公表第7号をもって公表した定例監査結果報告について、令和5年3月31日付け4保第944号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和5年4月28日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

健康福祉部保険医療課

監査の指摘事項	措置状況
令和4年度生活習慣病予防健診（短期人間ドック）に係る事務において、随意契約公表の事務手続が適切に行われていない。随意契約ガイドラインでは、随意契約を締結する場合において、予定価格が契約規則第25条に定める金額の範囲を超えるときは、随意契約確認表を作成し、内容の公表を行うこととしている。	指摘事項につきましては、総務課にホームページへの掲載依頼ができていなかったため、ただちに掲載を依頼しました。今後は随意契約ガイドラインを遵守し、契約締結後速やかに内容の公表を行うよう是正します。